

防災・減災対策等強化事業推進費に係る変更に関する取扱い

防災・減災対策等強化事業推進費取扱要領5. (5)に定める「変更」についての取扱いは以下によるものとする。

- (1) 推進費要求時の目的達成に資する対策について、次に該当する場合、各省は国土交通省国土政策局の了承を得なければならない。
 - ・事業内容を変更する場合。(例：事業費・主要工種の大幅な変更、施行場所の変更。)
 - ・その他必要と思われるもの。(例：事故繰越を行う場合、配分全額を未契約で繰越しする場合。)
- (2) (1)について国土交通省国土政策局が必要と認めた場合、変更協議書(別紙様式-1)を提出するものとする。

(別紙様式－１)

番 号
令和 年 月 日

国土交通省国土政策局広域地方政策課長あて

実施省 課長

令和 年度防災・減災対策等強化事業推進費に係る事業内容の変更について（協議）

「防災・減災対策等強化事業推進費取扱要領」の5.（5）に基づき、下記の変更を行うことについて協議します。

記

推進費による事業名（地区名又は箇所名）

推進費による当初の事業内容

変更内容

変更理由

（参考資料）……………必要に応じて添付
概要図、工程表（変更前後が対比できるもの）
その他図面、写真等